

あ行**青色防犯パトロール(青パト) P.13, 17**

一般自動車に青色回転灯を装着して行う自主防犯パトロールのこと。犯罪の増加や治安に対する不安の高まりを受けて、平成 16 年 12 月から警察の証明を受けることで活動が可能となった。

証明を受けるには一定の条件をすべて満たすことが必要(詳細は県警へお問い合わせください)。

令和 4 年末現在、県内で 235 台が「青色防犯パトロール車」として登録されている。

安全安心なまちづくり旬間 P.18

県民等の安全安心なまちづくりへの関心および理解を深めるため、毎年 10 月 11 日から 10 月 20 日までを「安全安心なまちづくり旬間」と定め効果的な防犯キャンペーン等を行っている。

「全国地域安全運動期間」と同一であり、毎年同期間の近辺(10 月上旬)に「地域安全・暴力追放運動県民大会」(県防犯協会・県暴力追放運動推進センター・県警の共催)を開催し、防犯功労者・団体に対する表彰、有識者による講演等を含む広報啓発イベントを行っている。

安全安心の日 P.18

県民等の安全安心なまちづくりへの関心および理解を深めるため、毎月 26 日を「安全安心の日」と定めている。

県民協働での防犯パトロールや、学校等における防犯訓練・防犯教室等を行う。

インターネット・リテラシー P.8, 23

インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力のこと。

SNS(エスエヌエス) P.1, 8, 9, 15, 25

ソーシャルネットワークサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

SNS は、とても身近で便利なコミュニケーション手段であるが、最近ではアカウントの不正利用や SNS に起因する犯罪被害や各種トラブルなどの事例が発生しているため注意が必要である。

か行**子供 110 番の家 P.22**

子どもが犯罪に遭い又は遭いそうになった場合の緊急避難先として各家庭や商店などが行っているボランティア活動のこと。この活動は、地域によって異なるが、学校やPTA、市町の教育委員会などが窓口となり、関係機関・団体と連携しながら、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っている。なお、県内の「子供 110 番の家」については、令和 3 年度末現在で 9,889 箇所が設置されている。

さ行

サイバーセキュリティ P.8、23、25

インターネットやコンピューターを安心して使い続けられるように、大切な情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたり、普段使っているサービスが急に使えなくなったりしないように、必要な対策をすること。

施錠重点対象駐輪場 P.26

自転車の盗難被害の発生状況に鑑み、自転車の盗難を防止する必要性が高いと認められる駐輪場として、各警察署長が指定する。

指定を受けた施錠重点対象駐輪場の管理者は、駐輪場内の無施錠自転車への施錠等、必要な措置を講じることができる。警察署長は当駐輪場の管理者に対し、自転車の盗難防止に必要な情報の提供・助言その他の必要な支援を行う。

令和4年末現在、県内で11の駅駐輪場を「施錠重点対象駐輪場」として指定している。

た行

地域安全マップづくり P.23

犯罪が起きるかもしれないと不安に感じる場所を地図に示したもの。環境から危険箇所を予測し、その場所を地図に示すもので、児童が自ら危険箇所を予測し、危険を回避する力を身につけるために有効な取組であり、各地域での作成が推奨されている。

地域包括支援センター P.19

市町や市町から受託した法人が設置する、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるよう、保健・医療・福祉サービス等を総合的・継続的に提供する機関。主な業務は下の通り。

- (1) 総合相談支援…様々な相談を受けて、その内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。
- (2) 権利擁護…成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を支援するとともに、高齢者の虐待や消費者被害の防止に向けた対策を行う。
- (3) 包括的・継続的マネジメント支援…地域の介護支援専門員への指導助言を行うとともに、関係機関との連携を支援する。
- (4) 介護予防マネジメント…要支援者の介護予防サービスや介護が必要となるおそれのある虚弱高齢者の介護予防事業に関するケアマネジメント(ケアプランの作成等)を行う。

な行

ながら見守り活動 P13, P22

散歩や花の水やり等の日常生活を行う際、防犯の視点を持って子どもの見守りを行うこと。また、企業のCSR活動の一環として、事業者が日常業務を行いながら子どもの見守りを行うこと。

防犯活動への参加経験の有無に関わらず誰もが気軽に参加することが可能であり、地域の交流が増加することによる、子どもの安全確保、見守りの担い手の裾野拡大、地域の防犯力向上が期待できる。

は行

(佐賀県)犯罪被害者等支援条例 P14,P.29

県では、それまで「防犯あんしん条例」に基づき犯罪被害者等支援に取り組んでいたが、より充実した支援を行うため、平成 29 年 3 月に被害者支援に特化した条例を制定、同年 4 月 1 日より施行している。

犯罪被害者等の支援に関して、目的、基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、県が講ずべき施策の柱などを定めたものであり、予期せぬ犯罪に巻き込まれ心身共に深い傷を負われた犯罪被害者等が、次に進む一歩を踏み出せるよう、その心に寄り添い、被害の早期の回復又は軽減を図り、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることを目指している。

さらに令和 3 年 3 月には「第 2 次佐賀県犯罪被害者等支援推進計画」(計画期間:令和 3 年度～令和 7 年度)を策定し、各種具体的施策に取り組んでいる。

※参考 「佐賀県犯罪被害者等支援推進計画」重点項目

- (1) 犯罪被害者等に対する各種情報の提供等
- (2) 精神的・経済的支援
- (3) 関係機関相互の連携
- (4) 理解の増進

ペアレンタルコントロール P.25

保護者が青少年の発達段階に応じてインターネットの利用を適切に管理すること。

防犯アドバイザー

令和 4 年末現在、県警では 5 人を「防犯アドバイザー」として委嘱している。防犯に関する講話や護身術講座等により、県民の防犯意識を高める役割がある。

防犯あんしん会議

条例第 7 条(推進体制の整備)に基づき、「防犯あんしん会議」を設置している。現在、教育、福祉、金融、各種産業等様々な分野からなる 48 機関・団体で構成されている。毎年会議を実施し、次の事項について協議・検討を行う。

- (1) 安全で安心なまちづくりに関する広報及び普及に関すること。
- (2) 安全で安心なまちづくりに関する情報交換及び連携の強化に関すること。
- (3) 構成団体等による安全で安心なまちづくりの促進及び支援に関すること。
- (4) その他安全で安心なまちづくりの推進に関すること。

防犯CSR活動 P.15、P18

「CSR」とは、「Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)」の略で、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的な取組をいう。

これに防犯の分野で取り組む活動を防犯CSR活動という。

防犯責任者設置事業所 P.27

県・県警主催の「防犯責任者養成研修会」に参加した事業所を設置事業所として登録している。各事業所で「防

犯責任者」を定め、事業所が犯罪発生の現場にならないよう、経営者、従業員、関係機関等と連携を図り、ソフト・ハード両面の対策を講じるほか、地域の防犯活動のリーダーとしての役割が期待されている。

具体的には、従業員に対して防犯に関する指導や、防犯設備の維持管理等を行うこととしている。

令和4年末現在で延べ240事業所を登録している。

防犯ボランティア支援センター P.18

防犯ボランティア活動を行う県民等に対し、情報提供・相談対応等の支援を行い、安全安心なまちづくりの推進のために必要な業務を行うセンターとして、知事が指定する。佐賀県では、(公益財団法人)佐賀県防犯協会を指定している。防犯功労者・団体に対する表彰や「地域安全・暴力追放運動県民大会」等各行事の開催等、防犯ボランティア活動に関する各種支援等を行っている。

ら行

ランサムウェア P.7

コンピューターウィルスの一種で、メールや脆弱性のあるネットワーク機器から感染し、端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復旧する対価として金銭を要求される。

また、重要な情報が窃取されることもあり、これによる社会的信用の失墜や、復旧に時間がかかる場合、更なる経済的損失につながるおそれもある。